

第2部

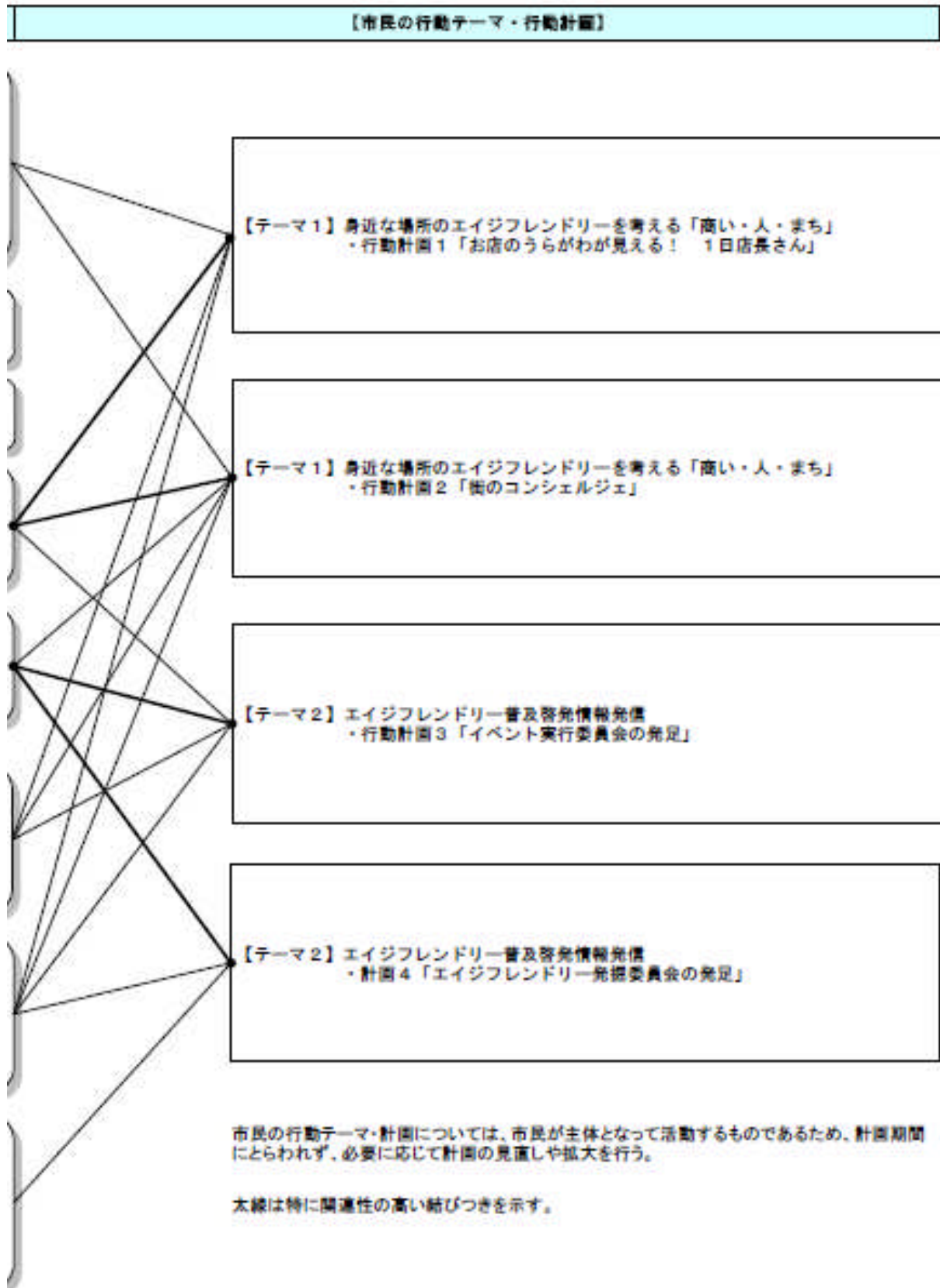
各論

第1章 行動計画施策体系図

本行動計画は、行政の取組指針を定めた「行政中心の行動計画」および市民の取組におけるエイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）像を共有し、密接に連携

【市の基本施策】	【基本方針】
1-1 誰もが使いやすい施設の整備とサービス提供	基本方針1 安心安全で誰もが集える屋外スペースと建物、施設の整備を進めます
1-2 快適な生活環境の形成	
1-3 安心安全な地域社会づくり	
1-4 道路環境の整備	
1-5 除排雪対策	
1-6 交通安全の確保	
2-1 公共交通の利用促進	基本方針2 交通機関の利便性の向上をはかります
2-2 高齢者の日常移動手段の確保	
3-1 高齢者の住環境の利便性の向上	基本方針3 高齢者の住環境を整備します
3-2 高齢者の孤立防止	
4-1 多様な価値観に対応した社会参加の場づくり	基本方針4 高齢者の社会参加をはかります
4-2 地域における活動の支援	
5-1 高齢者、高齢社会の捉え方の意識改革	基本方針5 あらゆる世代がお互いを認め合う地域と社会をつくります
5-2 高齢者の声が届きやすい体制づくり	
6-1 ボランティア活動の機会の整備	基本方針6 高齢者の就業や市民参加の機会を増やします
6-2 高齢者の就業の場の確保	
6-3 高齢者の雇用環境の整備	
6-4 高齢者の起業への支援	
7-1 高齢者がわかりやすい情報の提供	基本方針7 高齢者の情報環境を整備します
7-2 高齢者が情報を入手しやすい環境づくり	
7-3 高齢者の情報発信を支援	
8-1 保健・福祉・医療情報の提供	基本方針8 保健、福祉、医療サービスを充実させ、地域社会の支援体制を整えます
8-2 相談窓口の整備	
8-3 保健・福祉・医療サービス充実	
8-4 地域福祉活動の充実	
8-5 地域の見守り活動支援	

指針を定めた「市民中心の行動計画」から構成されています。行政と市民が、本市に
を図りながら、その実現に向けた取組を推進していくことが重要です。



第2章 行政中心の行動計画について

1 基本方針1に基づく取組

安心安全で誰もが集える屋外スペースと建物、施設の整備を進めます

基本的な考え方

私たちが生涯にわたり、住み慣れた地域で健康的な生活を送ることができるかどうかは、自然、道路や建物、屋外スペースの環境や安全など、実にさまざまな外的環境からの影響によって左右されます。

高齢者をはじめとするすべての人が、心身共に健やかで安全に生活できるよう、道路や建物などのバリアフリー環境を整備するとともに、道路の安全を確保し、交通事故、犯罪等の心配がない地域づくりを図る必要があります。

さらに、高齢者が心地良く快適に過ごすことができるよう、誰にでもやさしく、安心して利用できる公園の整備や、澄んだ空気や豊かな緑が維持された快適な生活環境の整備も進めます。

基本施策 1 誰もが使いやすい施設の整備とサービス提供

高齢者をはじめとするすべての人が安心安全に利用できるよう、公共施設のバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザイン^{*7}を取り入れた施設整備を推進します。市の施設では、窓口部門の集約化や事務の効率化などにより、市民が円滑かつ快適に利用できるよう利便性の向上にも努めます。

また高齢者のニーズに対応したサービスなど、日常生活圏域での利便性の向上を図ります。

基本施策 2 快適な生活環境の形成

緑豊かな生活空間の整備と、高齢者をはじめとするすべての人が安全に集うことのできる、憩いの場として都市公園を整備します。また、ごみの減量やリサイクルを実践し、地域の環境保全に努めます。

基本施策 3 安心安全な地域社会づくり

高齢者が犯罪・事故に巻き込まれないよう、安心安全な地域社会づくりを推進します。

基本施策 4 道路環境の整備

高齢者が安全・円滑に移動できるように、バリアフリー化など道路の機能性向上や、ゆとりのある道路構造の確保、車道・歩道などの道路交通環境を整備します。

基本施策5 除排雪対策

自助・共助・公助^{*8}の考えに基づき、高齢者に配慮したきめ細かな除排雪を進めます。

基本施策6 交通安全の確保

高齢者の交通安全の確保のため、歩行時の交通安全教育や高齢運転者への交通安全対策を進めます。

■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現 状 (直近の値)	28年度 目標値
庁舎建設事業 【別冊P. 5】	現本庁舎等が抱える、耐震性の不備、老朽化、市民サービスの低下、バリアフリー化への対応の不備、事務効率の低下および防災拠点施設としての機能不備等の解消のため、分館を有効活用しつつ、新庁舎を建設する。	新庁舎建設室	工事進捗率 0%	工事進捗率 100%
都市公園バリアフリー化事業 【別冊P. 9】	市民に身近な公園施設のバリアフリー化を中心とした改修整備を行う。	公園課	バリアフリー化した都市公園数 93公園	バリアフリー化した都市公園数 103公園
融雪施設改良事業 【別冊P. 17】	概ね15年の耐用年数に達しつつある融雪施設を計画的に改良する。	道路維持課	整備箇所数 18か所	整備箇所数 32か所

- 商店街振興事業（商工労働課）【別冊P. 8】
- 緑のまちづくり活動支援基金関係経費（公園課）【別冊P. 10】
- ごみ減量対策事業（環境都市推進課）【別冊P. 11】
- 自然環境保全・環境学習推進経費（環境総務課）【別冊P. 13】
- 防犯活動推進経費（生活総務課）【別冊P. 14】
- 人にやさしい歩道づくり事業（道路建設課）【別冊P. 15】
- 除排雪関係経費（道路維持課）【別冊P. 16】

注：別冊とは、本行動計画で定めた基本方針および基本施策のもと、より具体的な推進を図る施策を個別施策として、行政における具体的な取組内容・事業についてまとめた、秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画別冊を示します。

2 基本方針2に基づく取組

交通機関の利便性の向上をはかります

基本的な考え方

自らの移動手段を持たない高齢者にとって、通院や買い物等、日常生活を営む上で、公共交通機関、特に路線バスは、本市において身近な移動手段として重要な役割を果たしています。また、高齢者が社会のさまざまな活動に積極的に参加・参画し、生きがいつくりや健康増進が図れる機会が確保されることも重要です。

高齢者が健康で意欲的な生活を送るため、安全に安心して外出できるよう、公共交通機関の利便性の向上と、高齢者の移動手段の確保を図る必要があります。

基本施策 1 公共交通の利用促進

既存のJR路線やバス路線を活かし、その利用促進を図るとともに、わかりやすい交通情報の提供や、運行環境の整備等による利便性の向上を図ります。

基本施策 2 高齢者の日常移動手段の確保

公共交通機関も含め様々な日常移動手段を、高齢者や障がい者が必要に応じて安全に利用できる環境を整備します。

■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
高齢者コインバス事業 【別冊P. 21】	満70歳以上の高齢者が、市内の路線バスを利用する際、市が交付する資格証明書を携帯し、100円で乗車できる。	長寿福祉課	資格証明書 交付率 45%	資格証明書 交付率 65%
バス交通総合改善事業 【別冊P. 21】	利用者の減少で、路線の維持が困難な状況となっている郊外部の不採算路線の廃止に伴うマイタウン・バス ^{*9} として、西部線、北部線、南部線、東部線、笹岡線を運行し、市民の移動手	交通政策課	マイタウン・バスにおけるコインバス利用者数 59,319人	マイタウン・バスにおけるコインバス利用者数 66,244人

段の確保と充実を図る。			
-------------	--	--	--

- 地方バス路線維持対策経費（交通政策課）【別冊P. 22】
- 中心市街地循環バス運行事業（交通政策課）【別冊P. 22】
- 移動支援事業（障がい福祉課）【別冊P. 25】
- 秋田市バリアフリー協議会経費（都市計画課）【別冊P. 26】

3 基本方針3に基づく取組

高齢者の住環境を整備します

基本的な考え方

住まいは「居場所」であり、個人のライフスタイルの基盤となるものです。

高齢者をはじめとするすべての人にとって、安心安全で豊かな住生活を支える生活環境の構築のためには、住宅の安全性や機能性、快適性が欠かせません。

また住環境においても、高齢者が自立して健康、安全、快適に生活できるよう、見守り等の体制に配慮した住環境が形成されることが重要です。

基本施策 1 高齢者の住環境の利便性向上

高齢者が安心安全で、快適な住生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに沿った適切な住宅が確保できるよう努め、改修・改築に関する支援を行います。

基本施策 2 高齢者の孤立防止

地域において関係機関と連携のもと見守り等の体制に配慮し、高齢者の状態に応じたサービスの提供を行うことにより、孤立防止を図ります。

■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
木造住宅耐震改修等事業 【別冊P. 28】	旧耐震基準の木造一戸建て住宅（昭和56年5月以前に建築された木造住宅）への耐震診断、耐震改修計画および耐震改修工事に対し補助金を交付する。	建築指導課	住宅の耐震化率 77.8% (H20年度)	住宅の耐震化率 86.0%
住宅改修に関する適正化 【別冊P. 30】	手すりの取り付けなどで要介護・要支援者が住み慣れた居宅で安心安全に自立した生活を送れることを目的に、住宅改修費を支給する。	介護保険課	申請の不明点の確認回数（電話、窓口、現場での確認） 150回	申請の不明点の確認回数（電話、窓口、現場での確認） 150回

- 住宅用太陽光発電普及促進事業（環境総務課）【別冊P. 28】
- 住宅リフォーム支援事業（住宅整備課）【別冊P. 28】
- 住生活基本計画推進経費（住宅整備課）【別冊P. 29】

4 基本方針4に基づく取組

高齢者の社会参加^{*10}をはかります

基本的な考え方

高齢者が生涯を通じて、いきいきとした生活を送るためには、地域社会の中で一定の役割を持ちながら、人々と交流しつつ活動的な生活を送ること、すなわち社会参加が活発であることが重要です。

価値観が多様化する中で、社会参加活動や学習活動を通じて心の豊かさや生きがいの充足の機会が得られるよう、幅広い社会参加の機会を創出します。

また、高齢者が地域の自主的な活動において、他の世代との交流が促進されるよう努めます。

基本施策 1 多様な価値観に対応した社会参加の場づくり

高齢者の多様な価値観に対応して文化・学習・スポーツなどの生涯学習内容の充実を図り、社会参加活動の選択肢を増やします。また、生涯学習活動について高齢者が容易に情報を得ることができ、開催場所や参加費用などの条件が参加しやすいものになるよう配慮に努めます。

基本施策 2 地域における活動の支援

高齢者が地域の自主的な活動に積極的に参加し、様々な世代との交流の中で経験や能力を生かしながら役割を担うことができるよう活動を支援します。

○「社会参加」

WHOは、「社会参加とはレクリエーション、社交、文化的・教育的・精神的活動への高齢者の関与を指す」としている。

(「WHO「アクティブエイジング」の提唱」^{*11}より)

■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
地域社会教育推進経費 【別冊P.35】	西部、北部、河辺および雄和市民サービスセンターにおいて、社会参加の促進、高齢者の役割や健康などに	生涯学習室	高齢者学級数 7学級	高齢者学級数 7学級

	ついて学習するため高齢者学級を実施する。			
各図書資料整備経費 【別冊P. 36】	図書館資料の充実を図るため、図書を購入する。大活字本 ^{*12} を設置し貸出、老眼鏡、拡大鏡を常備して高齢者の利用に供する。	中央図書館 明德館、新屋図書館、土崎図書館、明德館 河辺分館、雄和図書館	○中央図書館明德館大活字本貸出冊数 1,380冊 ○新屋図書館大活字本貸出冊数 290冊 ○土崎図書館大活字本蔵書数 206冊 ○明德館河辺分館大活字本貸出冊数 18冊 ○雄和図書館大活字本貸出冊数 111冊	○中央図書館明德館大活字本貸出冊数 1,680冊 ○新屋図書館大活字本貸出冊数 330冊 ○土崎図書館大活字本蔵書数 220冊 ○明德館河辺分館大活字本貸出冊数 60冊 ○雄和図書館大活字本貸出冊数 130冊
「美術館の街」活性化事業 【別冊P. 42】	高齢者も含め市民が美術を楽しむ機会を提供する。	千秋美術館	展覧会観覧者数 18,200人	展覧会観覧者数 25,000人

- はずむスポーツ都市推進事業（スポーツ振興課）【別冊P. 34】
- 平成26年度国民文化祭関係経費（国民文化祭推進室）【別冊P. 39】
- 健康づくり・生きがいくくり支援事業（長寿福祉課）【別冊P. 42】
- 赤れんが郷土館企画展開催等事業（赤れんが郷土館）【別冊P. 43】
- 佐竹史料館企画展開催等事業（佐竹史料館）【別冊P. 44】
- 文化会館自主事業（文化会館）【別冊P. 44】
- 地域づくり交付金事業（市民協働・地域分権推進課）【別冊P. 45】

5 基本方針5に基づく取組

あらゆる世代がお互いを認め合う地域と社会をつくります

基本的な考え方

高齢者が社会から支えられる側としてでなく、社会を支える貴重な人的資源として、豊かな知識や能力を発揮していくためには、高齢者や高齢社会に対するマイナスイメージを払拭し、新たにプラスイメージを創出することが大切です。

高齢者がさまざまな場面で、その役割を発揮しやすい社会にするためにも、高齢者の誇りと尊厳を高め、あらゆる世代がお互いを認め合う地域社会を目指す必要があります。

基本施策 1 高齢者、高齢社会の捉え方の意識改革

あらゆる世代が高齢者、高齢社会に対してマイナスイメージを持つことがないように、地域や家庭、学校教育において、高齢者や高齢社会に対する正しい理解を深め、思いやる心を育てます。

基本施策 2 高齢者の声が届きやすい体制づくり

高齢者や障がい者の意見を聴き、市政へ反映させる体制の整備を進めるとともに、一人ひとりの権利を擁護し社会的に孤立させない包摂的体制^{*13}を充実させます。

■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
家族・地域の絆づくり推進事業 【別冊P. 48】	家族や地域の絆の大切さを啓発し、絆づくり意識の定着を図る。	市民協働・地域分権推進課	絆づくりイベント参加者数 700人 絆づくりの認知度 50%	絆づくりイベント参加者数 1,100人 絆づくりの認知度 60%
エイジフレンドリーシティ構想推進事業	・市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者が能力や	長寿福祉課	エイジフレンドリーシティの認知	エイジフレンドリーシティの認知

【別冊P. 49】	経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさしい社会の確立を目指す。		度 49.18%	度 100%
成年後見制度 ^{*14} 利用支援事業 【別冊P. 52】	判断能力が低下した身寄りのない高齢者等の、自己決定の尊重と権利の擁護を図るため、必要と認めた場合、成年後見制度の申立に要する経費および後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。	長寿福祉課	地域包括支援センターの年間相談件数の合計 188件	地域包括支援センターの年間相談件数の合計 305件

- 男女共生推進事業（市民協働・地域分権推進課）【別冊P. 48】
- 老人保健福祉月間の実施（長寿福祉課）【別冊P. 50】
- 消費生活相談事業（市民相談センター）【別冊P. 51】

6 基本方針6に基づく取組

高齢者の就業や市民参加の機会を増やします

基本的な考え方

今や「人生65年時代」から「人生90年時代」へと変化し、働き方や地域貢献、社会参加、地域コミュニティ^{*15}のあり方など、社会のシステムの転換が迫られています。

公的年金の支給開始年齢の引き上げ、急速な少子高齢化の進行と労働人口の減少等を背景に、働く意欲と能力のある高齢者が、働き続けることができる社会が求められています。しかし高齢期における労働意欲や体力等には個人差もあることから、それらに応じた柔軟な働き方が可能となる環境整備が必要です。

また多くの高齢者が、住み慣れた地域においてボランティア^{*16}活動などの地域貢献に意欲を持っています。年齢に関わりなく、それぞれの意志と能力を生かし、いくつになってもNPO^{*17}活動やボランティア活動を通じて、社会で活躍し続けることのできる選択肢の多い社会を目指し、世代間交流や共に支え合う地域社会を形成します。

基本施策1 ボランティア活動の機会の整備

高齢者がボランティア活動などの市民参加を促進するための環境整備として、ボランティア活動の情報提供や活動機会の提供、ボランティア団体などへの支援を行います。

基本施策2 高齢者の就業の場の確保

高齢者の働きたい意欲と多様な就業ニーズに応じた雇用・就業の機会の確保と情報の提供に努めます。

基本施策3 高齢者の雇用環境の整備

高齢者がいきいきと働き続けられるように、高齢者の健康状態や家庭環境などに応じ、勤務場所や勤務時間などに配慮するなど多様な雇用環境の整備を行います。

基本施策4 高齢者の起業への支援

高齢者を対象とした開業・創業の支援について情報提供に努め、相談に応じます。

○「市民参加と雇用」

WHOは、「市民参加と雇用とは、市民権、無償労働、賃金労働の機会に関するもの」としている。

(「WHO「アクティブエイジング」の提唱」より)

■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
介護支援ボランティア制度運営経費 【別冊P. 54】	高齢者が介護施設で行ったボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、その高齢者の申し出により、ポイントを換金した交付金等を交付する。	長寿福祉課	介護支援ボランティア登録者数高齢者の 0.3%	介護支援ボランティア登録者数高齢者の 1.5%
傾聴 ^{*18} ボランティア養成事業 【別冊P. 54】	中高年者を対象として、「人の気持ちに寄り添い、その人の話を否定することなく、受け止めて「聴く」心のケアのボランティア」の傾聴ボランティア養成研修を開催する。	長寿福祉課	養成講座受講者延べ人数 60人	養成講座受講者延べ人数 420人
高齢者就業機会確保事業費補助金 【別冊P. 57】	定年退職後の高齢者が、臨時的かつ短期的な就業又はその他の簡易な業務を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実を図ることを目的に設置された秋田市シルバー人材センター ^{*19} の事業運営を円滑化するため、運営経費の一部を補助する。	商工労働課	会員数 792人	会員数 900人

○ 秋田市民交流プラザ^{*20}市民活動育成・支援事業（秋田市民交流プラザ管理室）
【別冊P. 53】

○ ファミリー・サポート・センター^{*21}運営事業（子ども未来センター）

【別冊P. 56】

- チャレンジオフィスあきた^{*22}入居者等支援経費（商工労働課）【別冊P. 59】
- 6次産業化^{*23}起業・事業拡大支援事業（農林総務課）【別冊P. 59】

7 基本方針7に基づく取組

高齢者の情報環境を整備します

基本的な考え方

急速な情報通信技術（ICT^{*24}）の発展とその普及は、新たな形態の情報の流れを生み出し、これにより情報の取得、発信、活用が飛躍的に進歩しました。しかし一方でこうした変革は、情報格差を引き起こし、あふれる情報の中から取捨選択する難しさも生み出しました。

そのため、高齢者が必要とする情報は、容易に入手することができ、しかもわかりやすい情報であることが求められます。

情報のバリアフリー化を目指して、できるだけわかりやすい情報の提供に配慮します。また、多様な媒体による情報提供と同時に、窓口サービスなど口頭によるコミュニケーション^{*25}においても、親切、丁寧でわかりやすい対応に配慮します。

基本施策1 高齢者がわかりやすい情報の提供

わかりやすい文書を作成するための表記方法について定め、庁内各課から市民向けの文書などの情報発信を見やすくします。

基本施策2 高齢者が情報を入手しやすい環境づくり

紙媒体、ラジオ、テレビ、インターネット^{*26}など多様な情報媒体を活用することで、高齢者が情報を入手しやすい環境を整備するほか、ICT機器を使いこなすことができるよう支援します。また、利用者のニーズを的確に把握し、効率性なども考慮しながら窓口サービスの向上にむけた取組を進めます。

基本施策3 高齢者の情報発信を支援

高齢者が、様々な情報機器を活用し、社会参加の促進や安全安心な生活環境を確保できるよう支援するとともに、使いやすい情報機器の普及に努めます。

■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
文書管理費 【別冊P. 62】	分かりやすい文書を作成するための表記方法（文字の	文書法制課	市民向けの 申請書等の	市民向けの 申請書等の

	大きさ、字体、配置等) を定める。		うち、文字のサイズが12ポイント未満の率 47.9%	うち、文字のサイズが12ポイント未満の率 31.0%
選挙常時啓発経費 【別冊P. 65】	市内各地域の市民サービスセンター、公民館のまつりを利用し、選挙の啓発用品を配布する。	選挙管理委員会事務局	投票率 60%	投票率 64%

- 避難標識設置経費（防災安全対策課）【別冊P. 63】
- 広報活動費（広報広聴課）【別冊P. 64】
- 文化財イラストマップ作成事業（文化振興室）【別冊P. 65】
- 地域情報化推進経費（電子自治体化の推進）（情報統計課）【別冊P. 66】

8 基本方針8に基づく取組

保健、福祉、医療サービスを充実させ、地域社会の支援体制を整えます

基本的な考え方

高齢者がさまざまな場面でその役割を發揮できる環境が整備され、いざ支えられる側になったときには、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら安心して暮らすことができる社会の実現こそが、高齢者やその家族にとって大きな安心と支えになります。

住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、保健、福祉、医療サービスの充実、包括的なケア体制の整備とともに、地域社会のつながりを重視し、多様な主体による支援体制の整った地域づくりを目指します。

基本施策 1 保健、福祉、医療情報の提供

高齢者や介護する家族などからの相談に応じ、健康、福祉、医療に関する情報をわかりやすく提供し、効果的・効率的なサービス提供を図ります。

基本施策 2 相談窓口の整備

医療、介護、福祉サービスについて、障がい者や高齢者、その家族からの相談に対応できる総合的な相談・支援体制の整備を進めます。また、身近な場所で相談しやすい相手に安心して相談できるよう、地域におけるボランティアや社会福祉協議会^{*27}などによる相談支援体制の整備を進めます。

基本施策 3 保健、福祉、医療サービスの充実

生涯にわたる健康づくり、介護予防を推進するとともに、地域における包括的なケアの充実を図ります。

基本施策 4 地域福祉活動の充実

地域の人々が主体的に行う福祉活動を支援し、共に支え合う地域づくりを推進するとともに、災害時の支援体制を確保します。

基本施策 5 地域の見守り活動支援

住民一人ひとりが地域社会とのつながりや信頼関係を育み、住み慣れた地域で孤立することがないように、地域と行政が連携して見守りを行います。

■具体的な取組・事業

取組・事業	概要	担当課	現状 (直近の値)	28年度 目標値
地域包括支援センター ^{*28} 運営事業 【別冊P. 68】	地域包括支援センターを平成26年度までに10か所から18か所に増設し、地域包括ケアを推進する基盤づくりのため、地域包括ケア会議の充実を図る。	長寿福祉課	地域包括ケア会議数 20回	地域包括ケア会議数 38回
特定健康診査・特定保健指導事業 【別冊P. 74】	特定健康診査を実施し、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常のリスクがある者をメタボリックシンドローム ^{*29} と判定し、生活習慣病 ^{*30} のリスクの程度に応じた特定保健指導を実施する。	特定健診課	健診受診率 65% 指導実施率 45%	健診受診率 55% 指導実施率 57%
自殺対策事業 【別冊P. 88】	関係機関と連携し、地域における支援体制の推進を図るとともに、自殺対策基本法に基づく各種事業を実施する。	健康管理課	自殺率(人口10万対) 26.0 (H23年人口動態)	自殺率(人口10万対) 24.2以下
要援護者支援体制整備事業 【別冊P. 89】	支援が必要な高齢者、障がい者等の対象者の基本情報、避難支援情報等を一元化し、地図情報も含んだ「要援護者台帳」として整備した「秋田市要援護者支援システム」を活用し、庁内での情報共有と地域への情報提供を行う。	福祉総務課 地域福祉推進室	地域への情報提供の団体数 3団体	地域への情報提供の団体数 22団体

- 相談支援等事業（障がい福祉課）【別冊P. 70】
- 食育^{*31}のあり方の検討（企画調整課）【別冊P. 73】
- 後期高齢者^{*32}健康診査事業（特定健診課）【別冊P. 74】
- 認知症^{*33}予防事業（長寿福祉課）【別冊P. 79】
- 介護予防健康相談教育事業（保健予防課）【別冊P. 80】

- 自主防災組織^{*34}育成事業（防災安全対策課）【別冊P. 84】
- 予防業務推進事業（消防本部予防課）【別冊P. 84】

第3章 市民中心の行動計画について

WHOは、エイジフレンドリーシティの推進において、「高齢者をはじめとする市民が計画、実施、検証のあらゆる段階に主体的に参加していること」を重要なポイントとして挙げています。

そのため、行動計画の策定にあたり、庁外作業部会として秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画作業部会を設置し、「高齢者が策定過程のみならず、計画、実施、検証のあらゆる段階に参加する仕組みづくり」のきっかけとしました。

作業部会では、市民が主体的に取り組むことができる具体的なテーマを2つ設定し、高齢者を含む参加者が、ワークショップ形式で課題解決や新たな取組について協議し、最終的に4つの「エイジフレンドリーを実現するための計画案」が提示されました。これらの取組は、市民と行政が連携しながら、市民自らが主体となって、活動することを念頭にした「新しい仕組み」として提案されたものです。今後はこの計画案を発展させ、着実な実施を目指していきます。

さらに、行政、企業、団体、市民が協働体となり、エイジフレンドリーシティについて新たなネットワークで取り組むことができる体制構築へとつなげていくことを目指します。

1 庁外作業部会について

(1) 庁外作業部会のテーマ設定

作業部会では、「秋田市エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)構想に関する提言書」の“特に重点的に取り組むべき課題”および秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」成長戦略における重点プログラムを参考とし、市民が主体的に実践しやすい2つのテーマを設定しました。

秋田市エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)構想に関する提言書

- 特に重点的に取り組むべき課題
 - ・ 高齢者や高齢社会に関するマイナスイメージの払拭とプラスイメージの創出
 - ・ バリアフリー化の推進
 - ・ 交通手段の確保
 - ・ 高齢者の孤立防止

秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」

- 成長戦略の4つの重点プログラム
 - ・ エイジフレンドリーシティ構想の普及啓発
 - ・ 高齢者の多様な能力の活用
 - ・ バリアフリー化の促進
 - ・ 高齢者の交通手段の確保

(2) 作業部会テーマ1について

① テーマ

身近な場所のエイジフレンドリーを考える「商い・人・まち」

② 概要

- 商店街という特定の場面において、高齢者の孤立対応、高齢者が利用しやすい商店、買い物弱者対策など地域活性化につながるアイデアを考える。
- 行政がすべきこと／商店街で取り組むべきこと／地域住民が取り組むこと／地域とNPOのコラボレーションでできることなどを考える。

③ 解決が期待される課題

身近な地域での支え合い、高齢者の孤立対策、買い物弱者対策、高齢者に配慮したサービス、世代間交流、交通手段の確保など

④ 参加者（名簿登録者）

22名（商店振興組合、市民活動団体、老人クラブ、民生委員、地域住民、大学生、エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会委員、市職員など）

⑤ 開催経過

	日時	会場	参加者数	主な内容
1	平成24年 10月3日	民俗芸能 伝承館	15	○参加者自己紹介 ○意見交換 「高齢者の強み・弱み」
2	平成24年 10月25日	民俗芸能 伝承館	15	○意見交換 「高齢社会の強み・弱み」 「通町、大町商店街の強み・弱み」
3	平成24年 10月31日	民俗芸能 伝承館	12	○意見交換 「通町、大町商店街の強み・弱みの検証」 「通町、大町商店街の特性を活かした行動計画案」
4	平成24年 11月7日	民俗芸能 伝承館	11	○前回の整理 ○意見交換 「商店街の特性を活かした行動計画案の具体化」
5	平成24年 11月19日	民俗芸能 伝承館	12	○意見交換 「全体での行動計画案の振り返り、整理、決定」 「グループ毎に行動計画案の具体化」
6	平成25年 1月18日	民俗芸能 伝承館	9	○これまでの振り返り ○グループワーク

			「事業案の再チェック」
			○意見交換
			「実行のための組織のあり方について」
			○提案
			作業部会テーマ2からのプレ企画 ^{*35}
			○まとめ

(3) 作業部会テーマ2について

① テーマ

エイジフレンドリー普及啓発情報発信

② 概 要

○高齢化のマイナスイメージを払拭し、プラスのイメージを創出する情報発信について考える。

○メディアを活用したエイジフレンドリーシティの普及啓発について考える。

③ 解決が期待される課題

高齢者や高齢社会に関するマイナスイメージの払拭とプラスイメージの創出、エイジフレンドリーシティ構想の普及啓発、高齢者の多様な能力の活用など

④ 参加者（名簿登録者）

14名（NPO団体、アルヴェサポーターの会^{*36}、市民リポーター^{*37}、絵本作家、エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会委員、市職員など）

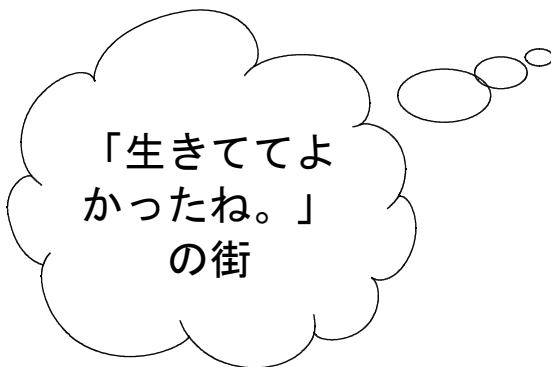
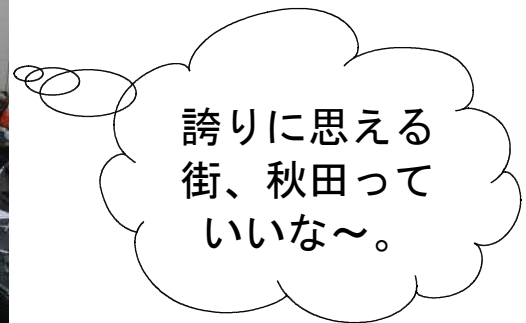
⑤ 開催経過

	日 時	会 場	参加者数	主な内容
1	平成24年 10月15日	アルヴェ 市民交流 サロン	11	○参加者自己紹介 ○意見交換 「高齢者の強み・弱み」 「高齢社会の強み・弱み」
2	平成24年 10月30日	アルヴェ 市民交流 サロン	9	○意見交換 「情報の発信相手は？」 「どの主体（相手）に何を期待するか？」 「事業案のアイデア出し」
3	平成24年 11月5日	アルヴェ 市民交流 サロン	11	○意見交換 「行動計画案の絞り込みとシール投票」 「ワークシートを使った行動計画案の具体化」
4	平成24年 11月21日	アルヴェ 市民交流	10	○意見交換 「全体での行動計画案の振り返り、整理」

		サロン		「行動計画案の精査と追加のアイデア出し」
5	平成24年 12月4日	アルヴェ 市民交流 サロン	10	○報告 「策定委員会参加の報告」 ○意見交換 「実施可能な事業案の検討について」 「組織について」
6	平成25年 1月15日	アルヴェ 市民交流 サロン	8	○グループワーク 「事業案の具体化」 ○意見交換 「実行のための組織のあり方について」 ○提案 プレ企画「大町・通町で『どーも』を探そう！」について ○まとめ



【庁外作業部会の様子】



2 市民が取り組む4つの行動計画

庁外作業部会では、エイジフレンドリーシティの実現に資する、市民が主体で、かつ、実行可能な取組について、2つのテーマに分かれて活発な意見交換が行われ、各テーマごとに市民が取り組む4つの行動計画が決まりました。

(1) 作業部会テーマ1【身近な場所のエイジフレンドリーを考える「商い、人、まち】から導き出された行動計画

行動計画1 お店のうらがわが見える！1日店長さん	
基本方針とのリンク	【基本方針1】【基本方針4】【基本方針6】【基本方針7】
期待される課題解決	○年代を超えた魅力的な商店街づくりで、商店街と地域を活性化 ○お店、1日店長、お客さんとのコミュニケーションづくり ○市民（高齢者）による自己実現の場
イメージ	通町・大町商店街のお店の協力を得て、市民が1日店長となる。1日店長は、高齢者限定にせず、年齢を問わず体験できる。これが「友達や孫が1日店長をやっているから、私も見に出ていこうかな。」と高齢者が外出するきっかけも生み出す。また1日店長は、新たな視点で商品開発等にも関わる。オリジナル商品の企画開発に関わることで、地域、商店街、街への愛着が生まれる。
事業展開の留意点	○商店振興組合、商店主から理解と協力をきちんと得る。 ○活動を推進するための組織をつくり、代表者を決める。 ○通町、大町の人々の意見を聞き、取り入れる。 ○情報発信はメディアを活用し、できるだけ多くの人々へ周知する。 ○一過性の事業にしないよう、無理はしない。 ○通町の「通の市」と連動し、相乗効果が出るようにする。
行動計画2 街のコンシェルジュ*38	
基本方針とのリンク	【基本方針1】【基本方針4】【基本方針6】【基本方針7】
期待される課題解決	○高齢者が外出し、人と人がつながるきっかけづくり ○市民が街に興味を持つきっかけづくり ○人に会いにくる魅力的な商店街づくり
イメージ	街のコンシェルジュを育成する。例えば、食、歴史、神社などテーマ毎のグループを作り、持ち回りで街歩きツアーを実施する。様

	<p>々な年代の人がコンシェルジェとなり、100人の育成を目指す。</p> <p>さらに学びの場、交流目的のサロンを開いたり、商店街検定の実施、コンシェルジェ認定証の交付なども行う。</p> <p>商店街を核に様々な年代や分野の人が交流することで、街へ愛着を持ち、新たな付加価値を生み出していくことができる。</p>
事業展開の留意点	<p>○テーマ毎コンシェルジェを養成し、一人ひとりの負担を軽減する。</p> <p>○老人クラブや商店街、民生委員、町内会、企業などからの協力が不可欠である。</p> <p>○続けることで評価を高める必要がある。</p>

(2) 作業部会テーマ2【エイジフレンドリー普及啓発情報発信】から導き出された行動計画

行動計画3 イベント実行委員会の発足	
基本方針とのリンク	【基本方針4】【基本方針5】【基本方針6】【基本方針7】
期待される課題解決	<p>○多くの市民にエイジフレンドリーシティの情報を発信できる。</p> <p>○高齢者が活躍する場ができ、笑顔で元気な高齢者が増える。</p> <p>○イベントに関わることで年代を超えた交流ができる。</p>
イメージ	<p>○エイジフレンドリーAKB^{*39}の発足</p> <p>若者の目標になるような尊敬できる高齢者48人を、リレー式に情報発信、市政番組や市広報誌「広報あきた」などで紹介する。</p> <p>○エイジフレンドリーにぎわい音頭や漫談^{*40}</p> <p>地域別に特色あるものをつくったり、みんなが覚えやすい振付で筋力アップと介護予防し健康づくり、漫談で笑って健康になるキャンペーンを展開、キャラバン^{*41}隊になって各地域を訪問する。</p> <p>○自慢大会</p> <p>長年続けていることの自慢大会や、何かに役立てることができるようにオークション^{*42}形式の大会を実施する。</p>
事業展開の留意点	<p>○舞台は大がかりに行う。</p> <p>○インターネット発信など、情報媒体を工夫する。</p>
行動計画4 エイジフレンドリー発掘委員会の発足	
基本方針とのリンク	【基本方針5】【基本方針7】【基本方針8】
期待される	○多くの市民にエイジフレンドリーシティの情報を発信できる。

課題解決	<ul style="list-style-type: none"> ○ロールモデル^{*43}を紹介することで意識の共有が図れる。 ○年代を超えた情報発信で交流の場が広がる。
イメージ	<p>街なかの「これってエイジフレンドリーだね」を発掘し、情報発信していく。例えば、高齢者にやさしい店、高齢者にやさしいもの（高齢者に限らず、みんなにやさしいという視点も入れる）等を見つけて、情報発信する。（参考：アイルランドのエイジフレンドリーレストランガイド）</p> <p>ほかに、「思いやりコンテスト」「小中学生による作文募集」「年齢制限をしない企業の紹介」「紹介したい地域の宝の人」などで、エイジフレンドリーを発掘し情報発信していく。</p>
事業展開の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○紹介するときは、お店などの賛同を得やすいように、きちんとメリットを伝えて紹介する。 ○多様な情報媒体を活用することであらゆる世代に情報発信する。（市の広報媒体のほか、facebook^{*44} SNS^{*45}なども上手に活用しよう）

3 今後に向けて

地域の商店主、住民、NPO団体、学生など、様々な年代や立場からの参加者によって進められた作業部会では、終始前向きで活発な議論が交わされただけでなく、参加者同士の新たな交流と、計画実施に対する参加意欲が生まれる場にもなりました。作業部会では高齢者、若者、商店関係者、子育て世代など、それぞれの立場について相互理解を深めながら、地域のあり方や将来の方向性について課題解決や新たな取組を考えることで、エイジフレンドリーシティに対する理解が参加者一人ひとりに形成されました。これは、小さな形の普及啓発ですが、市民自らがまちのあり方や将来の方向性について考えることを通して、高齢者や高齢社会に対して理解を深めたことは、大きな意義がありました。

作業部会では、自らの企画により、テーマ1・テーマ2合同交流会が開催されたり、実際に「街歩き」を行い、商店街のエイジフレンドリーを探す活動が行われるなど、既に主体的な活動が動き出しています。こうした参加者の意欲あふれる活動が、今後も継続していくことが、行動計画の実現においても非常に重要となります。

そこで市は、作業部会参加者を中心とする市民の活動がさらに継続発展するよう、自主性、自立性、多様な活動を損なわない形での協働体制を築きながら、行動計画の具体的な実現をとともに目指します。

また、市民が新たに主体的に取り組もうとするエイジフレンドリーな取組や活動について育成支援し、市民同士のつながり、市民と市のパートナーシップ^{*46}につ

いても醸成します。

今後は、より多くの市民が主体的に関わり、その活動が市全体に広がっていくことが不可欠です。地域社会全体の意識変化を促しながら、これまでの行政主導型の市政運営から、行政、企業、団体、市民が共同体となり、地域全体でエイジフレンドリーシティに取り組む体制構築について、次期行動計画策定時を目指し推進していきます。